

5

婚約・結婚・離婚



村方善幸

早稲田リーガル・コモンズ
法律事務所

離婚には難しい関門多い 新しい傾向は「婚前契約」

結婚はともかく、離婚については明るい話題ではありませんので、なかなか積極的に知りたいとは思わないでしょう。しかし、2014年の厚生労働省の人口動態統計の年間推計によると、婚姻件数は年間64万9000件あるのですが、一方、離婚も年間22万2000件発生しています。年間20万件という、3分に1件の割合で離婚が成立しているのです。離婚は極めて一般的な、身近な問題になってきています。

今回は、そのような状況を踏まえ、身近な法律問題として婚約から離婚まで、それぞれの場面での法律問題を取り上げます。

婚約

口頭の合意でもいい
破棄すると慰謝料も

結婚をする前に、まず行われるのが婚約です。婚約とは、将来の結婚の約束をすることで、特に書面にしなければならぬとか、様

式が求められるものではなく、口頭の合意でも成立します。「結婚してください」「はい、わかりました」というやりとりだけで婚約が成立するのです。

ただ、口頭では婚約が成立したかどうか形に残りません。万が一、婚約の成立が争いになった場合に、明確に婚約が成立したと法的に認

定されるには、一般的に結納や婚約指輪の交換などが必要です。

また、将来の結婚の約束である婚約といえども契約ですので、それを正当な理由なく破棄すると債務不履行となります。事案によっては決して高くはないですが、損害賠償（慰謝料）を支払わなければならない場合もあります。金額

については本連載の第2回で取り上げたとおり、数十万円というところがほとんどです。

結婚

必須ではない結婚式
届けを出して初めて

婚約をした男女が正式に夫婦と

して認められるのは、いつでしようか。それは、婚姻届を役所に提出した時です。一般的に結婚式をする人が多いとは思いますが、日本では結婚式は慣習的に行われているだけであり、結婚式をしなけば婚姻をしたことにならないといった、婚姻の成立要件ではありません（海外では結婚式が婚姻の要件になっている国もあります）。

民法739条は、「婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。」と定めており、いくら結婚式をしても、当事者間で合意をしても、婚姻届を提出しなければ結婚とは認められないのです。婚姻届を提出すると、婚姻関係が発生し、戸籍が一緒になります。入籍と言われるゆえんです。

また、結婚できるのは男子18歳以上、女子16歳以上です。

事実婚は法的に保護 同棲との区別に条件

当事者間に婚姻の意思があるにもかかわらず、婚姻届を提出せず一緒に住んでいる状態は、事実婚と言われます。法的に結婚ではないのですが、婚姻と同様の法的保

護が認められる場合が多いです。

恋人同士が同棲することと事実婚とを分ける基準は明確にあるわけではありませんが、婚姻の意思、外部への表明、同居期間の長さなどから判断されます。

結婚における義務 サラ金や高価な購入 連帯債務にならない

婚姻届を提出すると正式に結婚が成立するわけですが、結婚をすると様々な義務がお互いに発生します。例えば、姓を統一しなければならぬ義務、同居する義務、扶養する義務などです。また、夫婦の一方が日常の家事に関して行った行為については、夫婦は連帯して責任を負わなければなりません。

日常の家事とは、食材や生活必需品の購入など、日常生活を送るために通常必要であると判断される事項のことを言いますが、これらについては連帯責任が生じます。

ただ、日常生活に関係のない契約、例えば消費者金融からの借り入れ、高価な品物の購入などについては連帯債務になりません。結婚していても相手の行為について、全ての責任を取らなければならぬ

いということではありません。

別居の選択 離婚に至らないとき いったん距離置いて

結婚後、同居を始めて結婚生活が始まるわけですが、これまで別々に暮らしてきた男女が一緒に住むわけですから、交際期間中には気づかなかつた価値観の違いなどが表面化します。話し合っても歩み寄れば良いのですが、様々なすれ違いにより、婚姻関係を解消したい、と考えることもあります。婚姻関係の解消、すなわち離婚です。

夫婦がお互いに離婚することに合意すればすぐに離婚できますが、合意できない場合や、いったん距離をおいて考えたい場合もあります。そのような場合、いったん別居する選択肢もあります。そのため、離婚の前に別居をする方も多くいらつしやいます。

収入多い方が払う 扶養は根幹の義務

ただ、別居をしても、婚姻関係が解消されたわけではありませんので、婚姻に伴う様々な義務は継

続しています。姓も同一ですし、扶養義務もあります。特に扶養義務は結婚生活の中で根幹をなす義務の一つですので、夫婦が別居した結果、相手方を困窮させるようなことがあつてはなりません。

困窮させるような事態を避けるため、より収入が多い当事者が、収入が少ない当事者に対して、別居期間中、扶養義務の履行として生活費を支払わなければなりません。この支払うお金のことを婚姻費用と言います。

婚姻費用は、当事者間で合意した額を支払う、という形で解決する場合もあり、性質上、それが望ましいのですが、別居までしている関係ですから、簡単にまとまる話ではありません。

しかも、婚姻費用は相手方の生活費として支払われるわけですから、お互いの収入、子供の有無、これまでの生活レベルなどにより変わってくるのです。そうすると、感情的なもつれから金額の合意ができない場合も少なくありません。

金額でもめたときは 裁判所が機械的判断

しかしながら、これら個別の事

情を言い出すと限度がありません。すぐに生活費が必要な方もいらつしやいますし、早急な解決が必要とされることもあります。また、扶養義務の履行ですので、個別事情に配慮しすぎて時間ばかりかかるのは、妥当でもありません。

そのため、裁判所では、婚姻費用の額について争いになっている場合、子供の数やお互いの収入によつてある程度機械的に婚姻費用を算出します。争いになつても迅速に処理がなされる運用になっているのです（それでも2〜3か月はかかります）。

この婚姻費用の額については、裁判所が目安となる金額をホームページなどで公表していますので、いつでも見ることが出来ます。ご興味がある方は一度ご覧ください。

離婚

決め事がいっぱい 財産分与、慰謝料…

別居をして冷静に考えてみても、どうしても夫婦関係を続けられない場合には離婚を選ぶこととなります。結婚に至るまでに様々な出来事がありますが、それ以上に離

婚に至るまでには複雑な事情があります。そのため、離婚を本当にするかどうかも含め、様々なことを決めなければなりません。

また、離婚をしようとして決意したとしても、子供がいれば親権者や養育費の問題がありますし、浮気があった場合には慰謝料の問題があります。財産がある場合には財産分与も話し合わなければならぬのです。離婚に際して決めるべき主な事項について説明します。

手続きの選択

離婚を検討する際、まず知らなければならぬのがその手続きです。離婚には3つの方法がありま

す。協議離婚、調停離婚、そして裁判離婚です。

協議離婚

署名・捺印・届出 証人二人が必要に

協議離婚とは、夫婦が話し合つて離婚に合意することです。現在、日本ではほとんどの離婚が協議離婚で解決しています。法的には、当事者間で離婚に合意しても離婚が成立したことはありませんので、協議離婚の場合は離婚届への署名・捺印、そして役所への提出が必要です。また、離婚届には婚姻届の規定が準用されており、証人が二人求められています。

調停離婚

中立の家事調停委員 双方聞き取りや説得

次に調停離婚ですが、調停離婚とは、家庭裁判所における家事調停手続の中で成立した離婚のことを言います。家事調停とは、判決を求める裁判とは異なり、家庭裁判所で行われる話し合いの手続きです。

ただ、単なる話し合いではありません。家庭裁判所で裁判官と家事調停委員2名からなる「調停委員会」が当事者の間に入る形で話し合いを進めるのです。家事調停委員とは、裁判官ではなく、50代や60代の一般の男女有識者2名が選任されています。

全く利害関係のない第三者として、家事調停委員は当事者から事情を聞き取り、それをもとに利害調整を行っていきます。なお、調停委員会とは言っても、主に調停を進めるのは家事調停委員であり、裁判官は重要な局面に出席する場合がほとんどです。

家事調停では、家事調停委員から両当事者に対し、離婚に至る経緯や相手方への要望の聞き取り、



利害調整のための話し合いや説得、双方の希望を反映した調停案の作成などが行われます。家事調停委員は中立の立場から双方の希望を調整します。中立ですので、どちらの味方というわけでもありません。

1か月に一度の作業 比較的ゆつくり進行

家事調停において家事調停委員を介して話し合いを行った結果、当事者双方が離婚に納得できるのであれば、調停離婚が成立しますし、一方で離婚に納得できないのであれば、調停不成立となり、手続きは終わります。

家事調停はあくまでも合意により離婚問題を解決することが目的ですので、当事者が納得しなければ調停は成立しません。家事調停の中で、離婚をするように命令することはできないのです。

調停の進め方ですが、1か月に1度期日が入ります。1期日2〜3時間程度ですので、早く解決させたい方にとっては比較的ゆつくり進む印象をもたれると思います。調停で合意された離婚は「調書」に記載されます。法的には、

調書に記載されると、その時点で離婚が成立することになります(ただし、戸籍法で届出が求められています)。

裁判離婚

調停不合意の時だけ 受け付けてもらえない

最後の離婚の形態は裁判離婚です。裁判離婚とは、裁判所から判決により離婚を認めてもらうことです。ただ、離婚裁判は、協議でも調停でも合意に至らなかった場合にのみ認められています。

調停をせずに最初から訴訟を提起しても、裁判所に受け付けてもらえません。夫婦関係についてはまず話し合いがもたれるべき、と法律が考えており、訴訟を提起する前に調停での協議が必要とされています。

言い分は真つ向対立 実質的な破綻を主張

話し合いで解決しない離婚事件が裁判になるのですから、当事者の言い分は真つ向対立します。互いの言い分を主張し合う離婚裁判では、離婚を認めて良いかどうか、が裁判官により審理されます。

離婚事由として法律があげているのが、①配偶者に不貞な行為があったとき、②配偶者から悪意で遺棄されたとき、③配偶者の生死が三年以上不明でないとき、④配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき、⑤その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき、です。

ただし、「一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるとき」には離婚が認められませんので、実質的に一切の事情も含めて主張することになります。つまり、離婚裁判では、離婚事由に関する主張も当然なのですが、実質的に夫婦関係が破綻しており、回復の見込みがないことも積極的に主張しなければなりません。

責任ある方の請求 最高裁が条件判断

ここでよく問題となるのが、有責配偶者からの離婚請求です。有責配偶者とは、夫婦関係の破綻に責任がある側の配偶者のことで、例えば不貞行為をした側のことを言います。婚姻を破綻させる原因を作った人間が、相手方に離婚を請求するよう求めることを信義則上、

認めて良いのか、という問題です。

最高裁は、有責配偶者からの離婚請求について、信義則に反すると考えているため無条件では認められません。最高裁は、①長期間の別居、②未成年子がいないこと、③相手方配偶者が経済的に困窮するなど社会正義に反するような事態にならないこと、などを総合的に考慮して有責配偶者からの離婚請求を判断しています。

子供に関して

親権者の決定

非常に難しい判断を 家庭裁判所が慎重に

夫婦に未成年者の子供がいる場合、子供の親権者も決めなければ離婚届は受理されません。親権とは、第一に子供を監督・保護・教育し、第二に子供の財産上の行為について代理権及び同意権を行使し、第三に子供を養育することを内容とするものです。

原則として親権者を誰にするかは離婚の際、両親の話し合いで決定されます。しかしながら、子供に対する愛情から、親権者を双方とも譲らず、極めて合意が難しい場合が多いのです。親権者を誰に

するかについて合意ができない場合、第三者に決めてもらうしかありません。家庭裁判所です。

家庭裁判所において親権者指定の申立が行われると、家庭裁判所は、子の利益のため、夫婦のどちらが親権者になるのがふさわしいかを判断します。子の幸福が何であるかというのは一概に決められることではなく、非常に難しい判断なのですが、家庭裁判所では以下のような事情を判断要素にしているようです。①子供の年齢などの子供の心身の状況、②環境の継続性、③子の意思、④監護体制(経済状態、家庭・教育環境など)、⑤監護意思(やる気)です。事案によって判断は変わりますので、一概には言えませんが、母親が親権者になる事案が一般的には多いです。

面接交流

親権者でない親に子の権利で会える

親権者にならなかったからと言って、親権者ではない親が子供に会えないわけではありません。子供にとっては、親が離婚しても、親子関係が変わるわけではありま

せんので、子の権利として親権者ではない親にも当然、会うことができます。

このような、父親や母親に子供が会い、親子として交流することを面接交渉と言います。面接交渉については、親権者となった親が離婚をした相手方と子供を会わせたくない場合など、子供が小さい場合は特に難しい問題が生じます。離婚でもめた場合には、親権者の気づかぬうちに、子供が親権者から非親権者の親の悪口を聞いている場合もあるからです。

試行し、観察して家庭裁判所が判断

とはいえ、親と会うことが子の福祉に合致しない場合はほとんどないと一般的には考えられるため、例外的な場合を除き、原則として面接交渉は認められます。

この面接交渉の決定方法ですが、離婚の中で親権者との合意で決定される場合もありますが、合意ができない場合には、やはり家庭裁判所にて調停をすることになります。調停における話し合いで決まらない場合は、家庭裁判所が面接交渉について審判を行うことにな

ります。

家庭裁判所は、「子の福祉」として何が一番良いかを考えるため、面接交渉の試行を行い、子を観察したり、親と面談したりして面接交渉について判断することになります。

養育費

年齢に決まりはない養育費算定表を公表

養育費とは、未成年子が社会人

として自立するまでに必要とされる費用のことを言い、親権者として子を引き取った親が、もう一方の親に対し請求する費用です。社会人として自立するまでですので、必ずしも成人年齢の20歳という期限があるわけではありません。

子供に大学に行つて欲しいと考えているのであれば、22歳ということもありますし、高校まででよいと考えるのであれば、18歳ということもあります。それらは両親の相談で決めることになります。

仮に両親の相談で合意に至らない場合には、家庭裁判所で決めてもらうしかありません。養育費についても家庭裁判所では、ある程度機械的に決められることになつ

ており、養育費算定表が公表されています。養育費は、特別な事情がない限り、この算定表を基礎として決められます。

慰謝料

怪しいだけではダメ 浮気は証拠集め必要

離婚原因が相手方の有責行為に基づく場合、慰謝料を請求することができます。有責行為としては、浮気、暴力行為、性交渉の不存在、生活費の不払いなど様々なものがありますが、代表的な原因は浮気でしょう。

浮気に基づく慰謝料の相場については、本連載の第2回目で扱いましたので、詳しくはそちらをご覧ください。ただ、数千円から数十万円、400万円くらいです。しかしながら、これは浮気を裁判等で立証できた場合にのみ請求すること

プロフィール ● 村方善幸

佐賀県佐賀市出身。銀行勤務後、早稲田大学法科大学院を修了し、弁護士登録。早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー。重点取扱い分野は中堅中小企業の経営相談を含む法務業務(労働、事業承継、債権回収、倒産処理、資金調達等)。相続、不動産紛争、再生エネルギー関連法務、交通事故等。

ができます。立証ができなければいくら怪しいと思っても、請求できません。

そのため、慰謝料請求において最も重要なのは証拠集めと言っても過言ではありません。慰謝料請求をした場合には、相手方の不貞行為に関する証拠を集め、誰と、いつ不貞行為を行ったのか、を立証することになります。浮気の事実自体を立証できず、怪しいと思っただけでも慰謝料を請求できない場合も少なくないのです。

そのため、探偵に尾行してもらう人もいますし、クレジットカードの明細などをチェックする人もいます。そのほか、慰謝料を請求したいのであれば、様々な手段で証拠を集めておく必要があるのです。

また、慰謝料は浮気相手に対しても請求することができます。浮気相手特定しておくことも慰謝料の請求においては有用なのです。

財産分与

名義にはかかわらず共有財産として清算

離婚に伴い、財産分与についても話し合う必要があります。



夫婦の婚姻中に形成・維持された財産は、その名義がどうであれ、夫婦相互の寄与・協力が基礎にあることが通常です。

そのため、名目上の名義にかかわらず、夫婦の共有財産として離婚の際に清算することが、公平の観点から妥当であると考えられています。

夫婦の婚姻中に形成された財産と言っても、仕事の内容(農業、工業など)、共働きかどうか、専業主婦であったかどうか、など財産の形

成に寄与した度合いは千差万別です。

そのため、以前の裁判例では、家業(農業など)を手伝ったりした場合などについては財産分与の割合が多く認められ、専業主婦の場合には少なめに認定されたりしていました。結果的に財産分与を求めると、財産の3割から5割を取得するという割合がほとんどでした。

最近の判例傾向は原則的に夫婦半々

しかし、最近の裁判例では原則として寄与度を2分の1ずつと考え、そこから個別事情を考慮する方法をとっています。つまり、特殊な才能や努力などで得た財産ではない限り、寄与度を等しいものと考え、清算するのです。

住宅ローンなど婚姻期間中に負った債務がある場合にはどうなるのでしょうか。債務は財産分与の対象にはなりません。ただし、財産分与において債務を考慮しなければ、一方に過度の負担が生じることになってしまい、妥当ではありません。そのため、財産分与の対象となる財産から債務額を差し

引き、残った財産を財産分与の対象として分与する方法をとります。

また、結婚前から所有している財産や相続によって得た財産については、よほどの特別な事情がない限り、寄与度は認められませんので、財産分与の対象とはなりません。

まとめ

以上のとおり、婚約から離婚に至る過程で生じる法律問題をまとめてみました。離婚についてはこれまで築いていた夫婦の共同生活を解消する作業であるため、金銭面だけではなく、子供のことも決めなければならず、精神的な負担は非常に大きいものがあります。

そのため、最近では婚前契約として、結婚する前に家事や家計の分担、不貞行為の場合の慰謝料、財産分与割合、離婚の際の親権者など全て決めておく夫婦も増えています。

離婚を前提としているようで、契約社会ではない日本にはなじみにくい制度ですが、これから結婚される方は検討してみるのも良いかもしれません。